

K121.1

93a

4

新修身教典 教員用 卷四

編新修身教典 教員用 卷四

目次

第一課	今上天皇陛下(一)	一
第二課	今上天皇陛下(二)	三
第三課	皇后陛下	七
第四課	徳川光圀卿孝行	九
第五課	徳川光圀卿友愛	一一
第六課	徳川光圀卿荷武	一二
第七課	徳川光圀卿慈愛	一四
第八課	徳川光圀卿節儉	一七
第九課	徳川光圀卿敬禮	一八
第十課	徳川光圀卿尊王	一〇
第十一課	山内一豊氏の夫人(思慮)	一一
第十二課	山内一豊氏の夫人貞操	一四
第十三課	夫婦の道	一七

目次

次

次

(一)

今 上 天 皇 陛 下

新修身教典 高等小學校 教員用 卷四

第一課 今上天皇陛下 (一)

(本課の目的) 今上天皇陛下の御盛徳の一端を児童に知らしめ、鴻恩の萬一に報い奉らんとの念を喚起せしむ。

(教授上の注意)

一すべて、兩陛下の御事を授くるにあたりては、恭敬なる姿勢と莊重なる言語とをもつてすべし。

一課のはじめに記し奉れる 御製は、つつしんで、これを拜

讀せしめ、一視同仁の大御心に感泣せしむべし。

一幕府の政權を收めて、明治維新の鴻業を開かせたまひしことを教ふるに當りては、前卷、孝明天皇の御事蹟を復

次 目 次

第十四課	伊能忠敬先生(勤儉仁恤)	一一九
第十五課	伊能忠敬先生(勤學事業)	一一一
第十六課	伊能忠敬先生(膽勇)	一三四
第十七課	伊能忠敬先生(功勳)	一三六
第十八課	吉田たき子(淑德)	一三九
第十九課	吉田たき子(家庭教育)	一四二
第二十課	父母の務	一四四
第二十一課	ワシントン氏(正直)	一四七
第二十二課	ワシントン氏(道德)	一四九
第二十三課	リシン頓氏(鴻業)	五一
二十四課	議員の選舉	五四
二十五課	愛國	五六

目次終

習し、陛下が、先帝の遺緒をつぎて、この空前の盛舉を完成せさせたまひし御宏猷の、尋常ならざることを知らしむべし。

憲法につきては、歐洲諸國が、おほくは、君主に迫りて、しひて發布せしめたるものと異なりて、全く、陛下が、臣民に参政の權を得しめんと深厚なる大御心より欽定せさせたまひしものなることを了解せしめ、聖恩の優渥なるに感佩せしむべし。

御即位のはじめ、下し賜ひたる五條の御誓文は、開國進取の國是を、一定せさせたまひしものなれば、兒童をして、よくこれを奉戴せしむべし。

(主要なる設問)

- 明治維新の大略を語れ。
- 維新のはじめ、下し賜ひし五條の御誓文を述べ奉れ。
- 陛下は、いかなる御恩召しにて、参政の權を臣民に與へさせたまひしか。
- 憲法發布の状況につきて、わが國と外國との異なることをいへ。

第二課 今上天皇陛下 (二)

(本課の目的) 陛下、文武の御徳のいづれも御盛大に、渡らせたまへることを談話し、兒童をして、欽仰の至誠を表し奉らしむ。

(教授上の注意)

- 陛下が、聖慮を武事に注がせたまふは、これすなはち

金甌無缺なる祖宗の國家を維持しがつ、國光を宇内に宣揚せんとの雄大なる大御心によることなるを知らしむべし。

一大演習につきては、陛下が、聖慮を武事に注がせまたふ餘り、時には、兵卒の食をもて、一時の飢ゑを凌がせたまひ、時には、雨に御外套のうるほへるを、御手づからしづらせたまひしこともありしことを説き聞かせ、その大御心に感泣せしむべし。

一軍事の發達につきては、日清戦争の前後を比較して、師團の増設せられしこと、軍艦の増加せられしことななどを知らしむべし。

一振天府の御設けにつきては、ことに、陛下の御武徳を欽

仰し奉るに足るものあれば、教師は、十分精神をこめて、これを教授すべし。ことに、戰役にたふれし武人の寫眞あるひは名簿等を供へさせたまふがごときは、武人たるもののが身に餘れる光榮なることを知らしめ、尙武の氣象を鼓舞振作せしむべし。

一現時、教育の道普及し、山村・僻地到る處、學校の設けあるに至りしは、全く、陛下が、教育を獎勵せさせたまひしによることを談話し、これを、昔時、庶民の子弟の間ふに師なく、學ぶに學校なかりし時代に比較せしめ、今日の兒童のいかに幸福なるかを感ぜしむと同時に、天恩の優渥なることを知らしむべし。

一天皇陛下が、明治二十三年十月三十日發布せさせたま

ひし教育に關する 勅語は、陛下が、教育に 大御心を
勞はさせたまふ餘り、かしこも、下させたまひしものな
れば、教師はよく、深厚なる 聖旨のあるところを知らし
め、拳々服膺せしめんことを要す。

(主要なる設問)

- 一 天皇陛下が、軍事に 聖慮を注がせたまふ有様を語れ。
- 一 天皇陛下が、大演習に臨ませたまひて、軍事を督勵せさせたまふ有様を語れ。
- 一 日清戦の役後、軍備の擴張せられし有様を語れ。
- 一 天皇陛下の御武徳につきて、感じ奉りたることを述べよ。
- 一 一旦緩急ある時、汝らの覺悟はいかに。

- 一 天皇陛下が、學校を設けさせたまひし御趣旨を問ふ。
- 一 陛下が、教育に關する 勅語を下し賜ひし御趣旨を問ふ。
- 一 汝らは、いかにして、陛下獎學の大御心に副ひ奉らんとするか。

第三課 皇后陛下

(本課の目的) 皇后陛下御盛徳の一端を授けて、欽仰の至誠を表し奉らしめんとす。

(教授上の注意)

- 一 第二段を授くるにあたりては、まづ、濃尾の震災の慘状を語りて、その實況を想像せしめたる後、皇后陛下があつく救恤の典をあげさせたまひしこと、當時、震災地の人民

が、陛下の御仁徳に感泣したりしこと等につき、具體的に説明して、御仁徳の高きに感泣せしむべし。

八

一 第三段を授くるに當りては、皇后陛下が、明治二十七八年戦役の當時、顯貴の御身をもて、したしく女官たちとともに繻帶をつくらせられし實況を、くはしく説明して聞かしむべし。また、廣島豫備病院へ行啓あそばされし際、入院患者の落涙して御恩恵に感ぜしことなどをも附説すべし。

一 第四段 陛下が教育を勧めたまひし御歌は、よくその御趣旨のあるところを了解せしめて、御徳の高きを欽仰せしむべし。

一 第五段 皇后陛下が、天皇陛下の行幸の際、かならずお

んみづから送迎の禮をつくさせらることについては、陛下が婦道を重んぜさせたまふことの深きに感激せしめ、ことに、女兒をして、かしこかれども、陛下に徴ひ奉りて、婦道をみがかんとの念をおこさしむべし。

(主要なる設問)

一 皇后陛下が、御仁徳に富ませたまふことにつき、汝らの知れることを語れ。

一 皇后陛下が、女子の教育を勧めたまふことにつき、知れることを語れ。

一 皇后陛下の婦道を重んぜさせたまふ御事を語れ。

第四課 德川光圀卿(孝行)

(本課の目的) 孝行の道を教ふ。

(教授上の注意)

一 前段にては、卿が父君を看病せられし有様はかなき別れに絶え入るばかり悲まれたる眞情など、つまびらかに語り聞かしむべし。

一 中段にては、亡父の靈に事へられし、至情を説きて、その心得を得を覺らしむべし。

一 後段には、祖先および姻戚の靈に對する事實を擧げたれば、これを今日の實際に徵して、印象を深からしむべし。

一本課にては、祖父母、および伯父母に事ふることをもあはせて教授せんことを要す。

(主要なる設問)

一 平素父母に孝養をつくす道はいかに。

一 卿が父君に孝養をつくされし有様を問ふ。

一 父君の死後における公の孝行を語れ。

一 祖父母および祖先に對する孝道とはいかに。

第五課 德川光圓卿 (友愛)

(本課の目的) 兄弟は、たがひに、友愛をつくすべきものなることを教ふ。

(教授上の注意)

一 前課の大意を復習し、孝道に厚きものは、また友愛の道にも厚きものなる事を語りて、これと連絡せしむべし。

一 卿が、兄君頼重公を措きて、世子に立たれたるは、家督相續の例に反したるを思はれ、その位を去らんことを諸兄弟に謀られたるは、兄を敬愛せられしものにて、兄君の固辭、

諸弟の懇請、いづれも、友愛の情を得たるものなることを説き示すべし。

一 およそ、兄弟の争を起すは、その原因、大抵慾心より生ずるものなれば、卿の兄弟あひたがひに譲られしことを鑑として、ながく、兄弟の親を破らぬよー訓諭すべし。また、隨時、民法第五編第一章家督相續中の、もつとも普通なるものを語り聞かすべし。

(主要なる設問)

- 一 諸子は、右の談話につき、いかなることを學びしか。
- 一 兄弟不和の生ずるは、何によるか。
- 一 汝ら、これまで、いかに兄弟と交はりしかを、反省せよ。

第六課 德川光圀卿 (尙武)

(本課の目的) 身體鍛錬の必要なることを知らしめかつ、尚武の氣象を養ふ。

(教授上の注意)

- 一 前段の趣意は、卿がつねに、身體の鍛錬に力を用ゐられたることを知らしむるにあれば、卿が、筋骨逞しくして、身體の強壯活潑なりしことを感ぜしむべし。
- 一 後段は、卿がつねに、身をもつて藩の子弟を率ゐ、しきりに尚武の氣象を獎勵せられしことを知らしむるを趣意とすれば、よく、その心して教授すべし。かつ、卿の言と格言とは、よく、服膺して忘れざらしめんことを要す。
- 一 前卷第六課上杉治憲公の文武兩道を尊び、ことに、身體精神の鍛錬をつとめられし事實と比較して、賢明の人は、つ

ねにかくのひとき用意あることを知らしめ、児童をしてこれに徴はん心を起さしむべし。

一 少年児童には、山野・河海を跋渉するがひとき勇壯・活潑なる運動を奨励することもつとも望ましきことなれば、本課の教授にて、適宜これを奨励すべし。

(主要なる設問)

- 一 いかにせば、身體を強壯ならしむることを得べきか。
- 一 山野の跋渉および旅行等の效用を語れ。
- 一 卿はいかにして、おのれの身體を鍛錬せられしか。
- 一 尚武の氣象を養はんには、いかにすべきか。
- 一 卿は、いかにして、下臣に尚武の氣象を起さしめられしか。

第七課 德川光圓卿 (慈愛)

(本課の目的) 慈善の徳を説きて、同胞を愛する念を児童に起さしむ。

(教授上の注意)

- 一 第四課および第五課の大要を復習したる後「かくのひとく、卿は、父母に孝に、兄弟に友なりしのみならず、また、ひろく、人を愛し、便りなきものを恤まれたり。いま、これを語り聞かせん」とて、本課の教授に入るべし。
- 一 前段は、卿が、ひろく人を愛せられしことを知らしむるにあれば、適切なる教授によりて、博愛の情を起さしむべし。
- 一 中段にては、與次右衛門の貧しかりし有様、および、その妻の貞操なりしことを話し、児童をして、知らず識らず、慈愛の心を生ずるに至らしむべし。

一後段にては、夫婦が、卿の慈愛によりて、やすらかに生計を送ることを得るに至りしことを説き、児童をして、慈愛心を起さしむべし。

一本課を教授するにあたり、與次右衛門の妻の貞操勤勉なりしことをも叙述稱揚し、児童をして感奮せしめんことを要す。

(主要なる設問)

一諸子は、卿につきて、いかなることを學びしか。

一卿が、貧しき夫婦の者を憫まれしことにつき、諸子の感じたることを語れ。

一老癡者の、ことに憫むべきゆゑは、いかに。

一盲啞などの不具者および孤兒等に對するには、いかにすべきか。

第八課 德川光圀卿 (節儉)

(本課の目的) 些細の物なりとも、粗末にすべからざることを教ふ。

(教授上の注意)

一前段にては、卿が質素にて、よく、儉約を守られしことを語りて、よく、その美德なるを覺らしむべし。

一中段にては、卿が、女中どもの、紙を粗末にするをたくみに自省せしめて、わづかなる紙をも、大切にせしめられしことを説きて、卿の行ひに感ぜしむべし。

一後段にては、また、人を諭すには、その人に、悪感情を起さしめぬよー注意すること、あたかも、卿の女中を諭されしが

ひとくなるべき事を併せ説くべし。

二八

(主要なる設問)

一 則が召使ひの女中どもを自省せしめられし顛末を語れ。

一 則が儉約なりしことを語れ。

一 諸子が、學校にて、紙・石筆等を粗末にするは往々あることなり。諸子は、この話しを聞きていかに感ぜしか。

一 儉約と吝嗇との區別はいかに。

一 諸子の身にて行ふべき儉約の種類はいかに。

課

八

第九課 德川光圀卿(敬禮)

(本課の目的) 禮は、人の品格を高尚ならしむるものにて、

かつ、交際上、缺くべからざるものなることを教ふ。

(教授上の注意)

一 前段には、則が、禮儀正しかりしことをあげたれば、これを児童の實際または世の實際に徴して、深き感情をひき起さしむべし。ことに、則が、病を冒し、水戸に至りて、幕府の慰問を受けられしが、ひとときは、感ずるに餘りあることなれば、教師は、感に堪へぎる態度にて、嚴肅に談話すべし。

一 後段、則が、禮儀類典を編纂せしめられしは、ただに禮儀を尊ばれしによるのみならず、皇室を思ふ心の深きによることを諭すべし。かつ、人の家には、代々、その家例といふものあり。家をつぐには、これをまもりて、よろしく禮儀を重んずべきことを知らしむべし。

(主要なる設問)

一 汝らは、則につきて、何を學びしか。

一 交際上、禮儀の必要なることを問ふ。

一 皇室長者・同輩・下輩等に對する禮法はいかに。

第十課 德川光圀卿 (尊王)

(本課の目的) 尊王・愛國の精神を發揮す。
(教授上の注意)

一 卿が、世界無比なるわが國に、國體を發揮するに足れる完全なる歴史なきを慨き、ふるひて、その編纂に從事せられたるは、實に、愛國の至誠に出でたることなるを知らしむべし。

一 卿が、編纂事業の設備を完全にし、天下の學者を優待せられたるがごとき、また、その史によりて、上下の名分を正されたるがごとき、みな、その愛國の精神の現れたるものに外ならざりしことを理解せしむべし。

一 多くの學者が、材料の蒐集・編纂等におのの、その死力をつくされたるは、これ、また、卿の忠君愛國の精神に感激したるがゆゑなることを會得せしむべし。

一 終りに、大日本史の特色を語り聞かせ、明治の維新は、主として、この書が、天下の志士を鼓舞せし結果なりしことを知らしめ、その功勞を感じしむべし。

一 卿に關する事例は、本課にて終りたれば、前に授けたる諸徳の大要を復習し、兒童をして、ふかく、尊敬欽慕の情をひき起さしむべし。

(主要なる設問)

一 わが國體の、萬國無比なるゆゑを語れ。

第十課

- 一光圀卿が、大日本史を編纂せられしは、何故に、忠君愛國の精神にかなへるか。
- 一平時行ふべき忠君の行爲は、いかに。
- 一變時に際する忠君の行爲は、いかに。
- 一古來、變時に際して、忠義をつくしし人々をあげよ。

第十一課 山内一豊氏の夫人（思慮）

（本課の目的）山内夫人が、思慮周密にて、よくその夫を助けられしことを知らしむ。

（教授上の注意）

- 一夫人が、平時堪ふべからざる艱難困苦に堪へて、すこしもこれを意とせず、父の授けたる金を鏡臺に收めて、使用せられざりしが、ごときは、常人のなしがたきことなれば、よくこれを説き示して、夫人の賢明なりしことを知らしむべし。
- 一十兩といへば、きはめて、僅少なるがごとくなれども、貨幣の制度十分ならず、物價の低廉なりし當時にありては、非常の大金にて、現時の百圓以上にも相當することを知らしむべし。
- 一夫人が、この金を鏡臺より出して、その夫に渡しし時、一豊の、一方ならず驚きしさま、夫人がこれに對してその金のいはれを説きし様などは、本課の要點とするとなれば、熱心なる態度と明晰なる言語とにて、これを説き示し、夫人の思慮周密なることを感せしむべし。
- 一現時の女子中には、往々柔弱無能にて、ただに、その夫を助

第十課

(主要なる設問)

くることあたはざるのみならず、身分不相應なる奢侈に耽り、かへつて家産を蕩盡し、その夫を窮地に陥るるがひときものあり。これらは、本課の教授にて、よく、その非行たるを知らしむべし。

一夫人は、何故に平生、父より受けたる金にて、生計の窮乏を補はれざりしか。

一夫人は、何故に、夫の馬を買はんとせし時、これを出されしか。

一汝らが、夫人の行ひにつきて、感じたることを語れ。

第十二課 山内一豊氏の夫人（貞操）

(本課の目的) 貞操の必要なることを知らしむ。

(教授上の注意)

一一豊が、奥州に従軍せられし時、夫人が、大阪にありて、留守の任を全うせられしこと、大阪方の内情をその夫に通ぜん」とて、苦心慘憺の末、つひに手翰を笠の紐に仕立てて、その夫に送られしがごとき、その智、その勇、いづれも武士の妻に恥ぢざることなるを知らしめ、近時の女子の、その子、あるひは夫が、國家のため、従軍するに當りて、卑怯のふるまひあるがごときは、夫人に對して、恥づべきの至りなることを知らしむべし。

一一豊が、夫人の身の上を氣づかひ、ことに、その家臣を大阪に遣して、これを保護せしめられしは、その妻を愛する至情より出てたることなるを知らしめ、夫婦和合の必要と、

第十一課

夫人の貞操も、これに基けることなるとを教ふべし。

一 夫人が、その家臣に介錯を頼み、自害の準備をせられしは、實に、その夫に忠義をつくさしめんとの至情より出でしことにて、武士の妻に恥ちざる健氣の行ひなり。されば、教師は、よろしく、この意を説き示し、兒童をして、感奮せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 夫人は、大阪方の内情を奥州に従軍せる夫に通ぜんとて、いかなる工夫をせられしか。
- 一 その夫に送られし書面の大意は、いかなることなりしか。
- 一 夫人は、何故に、自害の覺悟をせられしか。
- 一 汝らの夫あるひは家族などの従軍したる時は、いかなる心得あるべきか。

第十三課 夫婦の道

(本課の目的) 夫婦の心得べき道を概括的に教ふ。

(教授上の注意)

- 一 第十一・第十二課山内一豊氏夫婦が、よくその道をつくされしことを簡単に問答して、本課の教授に入るべし。
- 一 夫婦間の和樂は、すなはち、幸福を來す本にて、たがひに、幸福ならば、また和樂を生ずるものなるゆゑ、よく卑近の例を引きて、これを説明し、夫たり妻たるもののが心得を諭すべし。

一 わが國にては、從來、男尊女卑の風甚しく從つて、夫は、妻を婢僕のごとく心得、無理なる命令を下し、過度の勞役をな

さしむるのみならず、妻はほとんど世間のことに関するべからず」としつねに内に幽閉せしめて、世間に出てざるものあり。これ大いに女子の本性を害ふものなれば、よくその非なるゆゑを明かにし、児童をして、その正理のあるところを會得せしむべし。

一 従順・貞操なるべきこと、および、嫉妬心を退くることと、家政をよく治むることは、妻たるもの、おもに守るべきことなれば、おののおの、その旨を明かにして、これを児童に諭すべし。

一本課各段を教ふる毎に、山内一豊氏夫婦の諸徳に思ひ及ばしめ、かつ、實際上の事例によりて説明をなし、その道理のあるところを會得せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 夫の妻に對して心得べきことは、いかに。
- 一 妻の夫に對して心得べきことは、いかに。
- 一 夫婦和合の結果は、いかに。
- 一 汝ら和合せる夫婦を知れりや。

第十四課 伊能忠敬先生（勤儉・仁恤）

(本課の目的) 勤儉・仁恤の必要なることを知らしむ。

(教授上の注意)

一 先生の勵精なりしことににつきては、まづ、養家貧しくなりたる時は、この家に養子なりしもの、不人情にも去りて、實家に歸り、あるひは、再び他家に入籍するなど、世間に有り勝ちの事例を談じ、つぎに、先生が、伊能家の養子となられ

しより、養家を見ることすこしも實家に異ならず。四十歳に至るまで、種々の艱難を凌ぎ、勤儉・勵精して、家道の恢復を圖られしこと、先生多年の辛苦その效空しからず、家産、昔に勝りて豊かになりし事等を知らしめ、先生の篤行を敬仰せしむべし。

一 先生の慈仁なりしことにつきては、かかる家政困難の中をも顧みず、仁恤の事に力をつくされしことの奇特なるを知らしめ、その高風を慕はしむべし。

一本課は、ただに勤儉・仁恤の必要なることを知らしむるに足るのみならず、かねて、養子たるもの、その養家に對してつくすべき務めを知らしむることを得べきがゆゑに、教師はよく本課を利用して、誨告するところあるべし。

(主要なる設問)

一 先生は、いかにして、養家を恢復せられしか。

一 汝ら、先生のこの行爲につきて、感ぜしことを語れ。

一 儉約は、ただ、貧家にのみ必要なるか。

一 勵精は、單に家道恢復にのみ必要なるか。

第十五課 伊能忠敬先生 (勤學・事業)

(本課の目的) 學を修め、智を研くべき事、および、一旦、修めたる學術は、これを應用して、國利・民福を増進せんことをつとむべき事を知らしむ。

(教授上の注意)

一 先生が、五十歳にて、やうやく、江戸に出でられたることにつきては、通常の人ならんには、五十歳にも至れば、もはや、

第五十課

老人の仲間に入りたる思ひをなし、學問の勉強などは、思ひもよらざること、および先生が五十歳に至るまで、家道を恢復せんとて、すくなからず心身を勞せられたるにも拘らず、ふるつて、學問に從事せられし事の、眞に篤學の士にあらざるよりは、できがたき行ひなるを談じ、若年の身として、學問を難んするがごときは、實に、限りなき恥辱なるを知らしめ、兒童をして、感奮興起せしむべし。

一 先生の年齢が師の年齢よりも長じ居られし事につきては、師を選ぶに年齢を顧る必要なきこと、年少の師につきたりとて、決して恥づべきにあらざること等を談じ、なほ、兒童をして、年齢さかさまなりとて、笑ひしものの善悪を批評せしむべし。

一 先生が、高橋東岡を師とせられしより、わづかに、三四年を経て、出藍の譽を得られしことにつきては、そのいかに熱心に勉強せられしかを想像せしむべし。

一 土地の測量とは、いかなることなるか、地圖の功益は、いかに、地圖の製作は、いかに困難なるべきか。および、當時、いまだ完全なる地圖なかりしこと、當時の、わが國人は、自國の地形をだに知らざりしことなどより説き起し、先生が、十八箇年間の慘憺たる經營によりて、はじめて、全國の地圖を作ることを得て、後世に至るまで、大いなる利益を残されたることに説き及ぼすべし。

(主要なる設問)

一 先生が學問に熱心なりしことを語れ。

第十六課 伊能忠敬先生（膽勇）

- 一 諸子は、先生につきて、いかなることを手本とすべきか。
- 一 先生が、成業の後、つくされし事業は、何か。
- 一 先生の事業が、國家に及ぼせる影響は、いかに。

（本課の目的） 忍耐・剛毅の氣力を養ふ。

（教授上の注意）

一 先生が、七十歳に垂んとして、氣力なほきはめて盛んなりし事を談話するに當りては、兒童の知れる同年輩の老人を回想せしめ、通常の人ならんには、すでに退隱して、世事に關せざる年齢なることを話すべし。

一 先生が、七十歳の老軀を厭はず、風雨・寒暑を冒して、その事業に勵精せられしことなどは、實に先生が、かかる大事業を成效せられしゆゑなれば、よく、兒童をして、これを知らしめ、少の風雨によりて、學校を缺席するがごときものは、實に先生に對して、愧死すべきものなることを悟らしめ、先生の忍耐・剛毅に倣はしめんことを力めしむべし。

一 薩摩海の航海につきては、まづ、暴風の日、海上不穏なる有様、航海の危險なること等を詳説しなほ、海に慣れたる舟子すら、畏懼してなすことを知らざりし時に當り、先生がかへつて、これを指揮命令して、舟を出さしめられしがひとときは、非常なる膽勇あるにあらざれば、なしめたはざることはなるを説明し、兒童をして、感奮せしむべし。

一本課を教授するに當り、およそ、事業を成就せんとするには、かならず多少の困難に遭遇すべきこと、この困難を凌

ぐに足るべき忍耐・剛毅の氣力あるにあらずば、事つひに成るべからざること、功績の大小は、困難の大小に比例すること等を了知せしめ、不撓・不屈の精神を涵養すべし。

(主要なる設問)

一 先生の、老いて氣力盛んなりしことを語れ。

一 先生の忍耐・剛毅なりしことを語れ。

一 薩摩海における先生の膽勇なりし事實を問ふ。

一 先生が、大いなる事實を成效せられしは、何によるか。

一 不撓・不屈の精神の必要なるは、何故か。

第十七課 伊能忠敬先生 (功勳)

(本課の目的) 伊能先生の功勳、および歿後の光榮を叙し、これを欽仰する情を喚起せしむ。

第十一課

(勳功) 生先敬忠能伊

(教授上の注意)

一 當時の測量器械は、きはめて不完全なりしに拘らず、先生が、これによりて測量せられしものは、今日文明の世、精良なる器械を用ひて測量せしものと違ふところなきは、いかに先生が測量の術に長じ、かつ、事をなすに綿密・周到なりしかを知るに餘りあれば、よく、これを説き示すべし。

一 先生の原圖が、英人の信用を博し、英人をして、その測量を停止せしめたるは、ひとり、日本學術の名譽なるのみならず、また、よりて、外舶が沿海を測量するより起るべき各種の葛藤を免れしめしなど、その國利・民福に關することすこぶる大いなりしことを知らしむべし。

一 今、陸海軍に用ゐる地圖も、また、先生の原圖によること

多きを談ずるに當りては、公益の事業は、單に、その當時に利益ありしのみならず、ひいて、永遠の利益となることをも知らしむべし。

一先生歿後の榮につきては、つまびらかにこれを語り、かつその榮を受けらるる原因は、いづれにあるかを推究せしむべし。

一最後に児童とともに、先生の人物を批評し、勤儉勵精なりしこと、忍耐・剛毅なりしこと、篤學なりしこと、公益の事業に盡瘁せられし事等につきて、十分に児童を感奮・激勵すべし。

(主要なる設問)

一先生は、何故に、粗惡なる器械にて、今日の精良なる器械に

て測量せしと同じ地圖を作られしか。

一先生の功勳を問ふ。

一先生歿後の光榮を語れ。

一汝らが、先生につきて、感ぜしことをいへ。

第十八課 吉田たき子（淑徳）

(本課の目的) 女子は、その心ばえ温順・貞節にて、よく夫を助け、父母舅姑に事へ、一家の和樂をはかるべきことを教ふ。

(教授上の注意)

一本課にては、たき子が、夫とともによく家業を勵み、夫不在の時には、よく内を守りて内顧の憂へなからしめられしことを説き、児童をして、妻たるもののが心得を會得せしむ

べし。

一 前段に説ける事は、人の妻たるものには、日々に生ずべき事なれども、中段なるは、つねには、なき事柄なり。されば、一をば平時の心得、一をば不時の心得とし、その區別を明かにして、教ふること便利なるべし。

一 女子は、みだりに虚飾榮華を希ふ傾きあれば、本課を教授するに當りて、虚飾を好み勤勉を厭ふは、大いなる間違ひなる事を話し聞かすべし。

一 一家の和樂を害するは、姑と嫁との親和せざるによること多きものなれば、たき子のごときは、女子の模範とすべき人なることを説き聞かせ、深切溫順の徳の、女子にもつとも切なることを理解せしむべし。

一世間には、夫の家衰へたる時、止むを得ず、里方に歸りて、厄介になるものあり。その家の嫁など、これを餘人のごとく思ふものあれども、これ、大いなる心得違ひなることを諭し、女子たるものは、たれにも、慈愛を加ふべきことを語り聞かすべし。婢僕のごときも、また、一家族に外ならねば、よく、これを慈みて、家内の和合を圖るべきことを諭すべし。

(主要なる設問)

一 汝らは、たき子につきて、いかなる事を學びたるか。

一 女子の務むべき職業は、何何なるか。

一 妻たるもののが務めを語れ。

一 たき子が、よく、その姑に事へられしことを語れ。

一 たき子が、その姑の妹を看病せられし有様を語れ。

(本課の目的) 家庭教育の必要なることを教ふ。
(教授上の注意)

一本學年の児童は、すでに歴史科にて、明治維新の事を學びたるものなれば、まづ當時勢力ありし諸藩の事、および松蔭先生が、長州藩の先覺者たりしことなどを話し、その傳を略説して、本課の豫備とすべし。

一本課初段の話は、家庭教育の必要をとくに適切なれば、よく松蔭先生とこのたき子の教訓とを思ひ合はしめ、児童をして、悟るところあらしむべし。

「朱に交れば赤くなる。」といふ諺を授くるに當りては、人は交はる友によりて、良きにも悪しきにも染み易きものなることを知らしめ、つねによき友を選び、惡しき友を避くべきよ一、十分に訓誡を加ふべし。

たき子が、勤王の士に向ひて、大義・名分を説かれしことを授くるに當りては、大義・名分の、きはめて重んずべきことを辨知せしめ、母にして、その子の兵役につくを、なげきかなしむがごときことの大いなる心得違ひなることをも、懇々誨告すべし。

一本課の事實と、補母の、子正行卿を教訓せられし事實とを比較對照せしめて、母の教育の、いかに、その子女の人となりに大いなる關係あるかを知らしむべし。

松蔭先生が、王事に躰れられし時、たき子が、「王事にたふるは、男兒の本分なり。」とて、すこしも悲まるることなかり

しは、たき子が尋常の婦女子と異なるところなれば、よくこれを説き示し、この母にして、この子ありしゆゑとを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 吉田松蔭先生の賢き人となられしは、いかに。
- 二 家庭教育は、何故に必要なるか。
- 三 たき子が、塾生どもに對して説かれしことは、いかに。
- 一 松蔭先生の刑につかれし時、たき子の言動は、いかなりしか。

第二十課 父母の務

(本課の目的) 父母として、子女を養育する道を知らしむ。
(教授上の注意)

- 一 本課を授くるには、第一卷第二課、第二十二課、および、本卷前課の適當なる事實を問答して、その豫備となすべし。
- 一 子どもの賢愚は、主として、父母の育て方の良否によることを説きて、父母の責任の重大なることを知らしめ、父母となりては、いかに忙しき身分にても、決して、子どもの教育を、他人の手に放任すべからざることを知らしむべし。
- 一 愛におぼるるときは、子どもは、氣ままの習慣を馴致して、つひには、親の教誡をも用ゐざるに至るべきこと、さりとて、また、嚴に過ぐるときは、子どもは、自然と卑屈に流れ、はては、心身の發達を妨害するに至るべきこと等を示して、寛厳その宜しきを得ることの、いかに子どもを育つるに大切なかを知らしむべし。

一 子どもは、本來模擬的の性情を有し、ことに、よく父母の行爲を模擬するものなれば、父母たるものは、つねに、みづから言行を慎みて、善良なる感化を児童に及ぼすべきことを諭すべし。

一 言行を慎まんには、今日より心がけて、善き習慣を養ひ、惡しき習慣を除かざれば、他日子女を生みたる時に至りて、にはかに、これを改めんとするも、つひに、そのかひながらべきことを訓誡すべし。

一 学校が、父兄會を開きて、学校と家庭との連絡をはかるは、一には、この父母の務めを完全ならしめんためなれば、児童らは、よく、これを心得をるべき、また、親にその理を告ぐるよー諭すべし。

(主要なる設問)

一 子女の前にては、何故に、ことに、言行を慎まさるべからざるか。

一 幼兒が、汝らのまねをなしたることなきか。こころみに、これ語れ。

一 汝らの言行は、家庭にては、弟妹に、學校にては、下級の児童に對して、いかに感化を與ふるか。

第二十一課 ワシントン氏 (正直)

(本課の目的) 家庭教育の忽諸に付すべからざること、および、人は正直なるべきことを知らしむ。

(教授上の注意)

一 前課の主旨を問答して、本課の豫備とすべし。

第一二十一課

一 氏の父が、みづから、ハボタンの種子を蒔き、その發芽の様によりて、氏を教訓せられしこと、また、氏が、罪を自首せられし時、父はこれを喜ぶの餘り、抱き上げて賞讃せられしこととともに、家庭における平素の教訓の、いかに周到なりしかを知るに餘りあれば、よく、これを説き示しがつ、過ちあらば、正直に謝すべきものなることを知らしむべし。

一 氏の母が、その愛兒を、ことさら、他家に送りて、學校に通はしめしは、母の用意の、きはめて周到なりしことを知らしむべし。

一 最後に、全體を總括して、氏が世界の一大偉人となられしは、ただに、その天才の美なりしがゆゑのみならずして、家庭における父母の教育の嚴正にて、周密なりしによるこ

とを了得せしめ、子女教育の忽諸にすべからざることを感ぜしむべし。

(主要なる設問)

一 ワシントン氏の父が、氏を教育せられし有様を問ふ。

一 氏の母が、氏を他家に送りて、學校に通はしめしは、何故ぞ。一汝ら、氏の行ひにつきて、いかに感ずるか。

一 氏が、つひに一大偉人となられしは、何によるか。

第二十二課 ワシントン氏（徳操）

(本課の目的) 徳の修めざるべからざるゆゑを教ふ。
(教授上の注意)

一 氏が、幼時、すでに、言語、作法の百十則を設け、實踐、躬行をつとめられしは、氏が滔々たる俗人とその志を異にせるを

知るに足れば、よくこれを説き示し、児童をして、自省の必要なることを知らしむべし。

一本課に列舉したる氏の規則は、いづれも日常心得べき重要な事柄なれば、児童をして、よくこれを服膺せしむべし。

一 氏が、民兵大尉となり、二十歳の弱齡にて險難七百里の敵地に赴き、幾多の艱苦を嘗めて、つひに、その使命を全うせられしことにつきては、よく、氏の剛毅忠實なりしを知らしむべし。

一 氏が、州會の議長より、その功績を表彰せられ、顔面紅を呈し、一言をも發することあたはざりしことにつきては、氏が、恭儉にて、その功に誇られざりし至徳を敬慕せしむべし。

一 末段の格言は、児童をして、これを反復誦讀し、よくこれを服膺せしめて、つねに、一身を處する標準たらしむべし。

(主要なる設問)

一 氏は、修徳の方便として、いかなることを工夫せられしか。
一 氏が、實踐を心がけられたる言語作法の注意中、そのおもなる條項を語れ。

一 氏の剛毅忠實なりし事實を語れ。

一 氏の恭謙寡默なりし事實を語れ。

一 「満は損を招き、謙は益を受く。」とは、いかなる意ぞ。

第二十三課 ワシントン氏（鴻業）

(本課の目的) ワシントン氏の鴻業を敬慕せしむ。

(教授上の注意)

一米國が母國たる英國の不當なる處置に憤慨し、その羈絆を脱せんとして、獨立軍を起ししは、やむを得ざるに出でしことなるを知らしむべし。

一氏は、獨立軍の總督に擧げられしは、實に、氏が德望によることなるを知らしむべし。

一氏が、しづかに、兵器糧食を貯べ、また、士卒を訓練せられしは、事の苟もすべからざるを知らしむるに餘りあれば、これを、兒童日常の行爲に適用して教訓すべし。

一氏が、血氣にはやれる兵士の不平を宥め、また、忠義に狂せる國民の輕舉を制し、幾多の非難・攻撃に堪へ、泰然としてすこしも動かれざりしは、實に、おのれの毀譽褒貶を顧み

ずして、國家を思ふ至誠より出でしことなるを感じしむべし。

一氏が、功成り名遂げて、故郷に歸り、耕作に餘念なく、たえて、戰功を誇る色なかりしは、實に、その心事の高潔純白なるを知るに足れるがゆゑによくこれを利用して、兒童に訓誨し、兒童をして、おのれの功をたのむがひときことならしむべし。

一最後に、氏の歿せられし時、國民こそつて哀泣號哭せしことを談じ、氏の徳の、國民に感孚せしことの、いかに深かりしかを知らしむべし。

(主要なる設問)

一米國が、獨立軍を起しし時、氏は、いかなる任にあたられし

- 一 その時、氏は、何故に、自重して、容易に戦はれざりしか。
 一 氏の心事の高潔なりしことを語れ。
 一 氏の徳の、民心に感孚せる事實を語れ。
 一 汝ら、他日成業の後、重任に當らば、いかなる心掛けにてこれにあたるべきか。

第二十四課 議員の選舉

(本課の目的) 議員選舉に關する心得を教ふ。
 (教授上の注意)

- 一 今上天皇陛下が、かしこくも、立憲政體を始めさせたまへるは、千古の御偉業なることを説きて、本課に入るべし。
 一 議員選舉の大切なる事、議員を選舉する標準の事、および、
 選舉につきての心得等を會得せしむべし。
 一 議員選舉に際して、あるひは、運動者に左右せられ、あるひは、強暴者に强迫せられて、不適當の人物を選び、おのれの権利を蹂躪せらるるの不名誉なることを知らしむべし。
 一 酒宴の饗應に惑はされ、または、金錢にて、選舉權を賣るがごとき破廉恥の所爲の恥づべきことを知らしむべし。
 (主要なる設問)
 一 天皇陛下が、立憲政體をはじめたまひし御趣旨を問ふ。
 一 議員には、いかなる人を選舉すべきか。
 一 市町村會議員の資格と帝國議會議員の資格と、選舉の標準を異にするべきゆゑを問ふ。
 一 いかなる人物を議員に選舉せば可なるか。

一 選舉の際、運動者に對する心得はいかに。

第二十五課 愛國

(本課の目的) 忠君愛國の心を養ふ。

(教授上の注意)

一 前課の大要を復習して、遵法の觀念を再現せしめ、然る後、「遵法も、愛國の一部なれど、さらに、愛國心の全體につき話さん」とて、本課に入るべし。

一 國體を知らしめんには、まづ、國土および國君の觀念を與へ、わが國の君臣は、開闢以來、本末の關係を有せること、わが國にては、君すなはち國、國すなはち君なる事を知らしめ、わが國體の萬邦に冠絶せることを會得せしむべし。

一 忠君・愛國に、平時と變時との二あり。平時にての忠君・愛國

第十五課 愛

愛

國

(主要なる設問)

は、學を勉め業を勵みて、一國の富強に資する事これなり。變時の愛國は、陸海軍人、赤十字社員のとく、直接に硝烟・彈雨の間に出入し、あるひは、普通一般の人は、軍費および物品等を義捐し、軍人をして内顧の患へながらしむる等の事にあることを會得せしむべし。

- 一 わが國體の萬國に冠絶せるゆゑを問ふ。
- 一 平時と變時における愛國の方法はいかに。
- 一 變時の際、軍人のつくすべき愛國の方法はいかに。
- 一 變時の際、一般國民として心得べきことはいかに。
- 一 わが國體を永遠に維持し、國運を進歩せしめんには、國民たるものは、いかなる覺悟を要すべきか。

新編修身教典

教員用書

明治三十三年十一月廿一日印
全明治三十四年二月廿四日發行
明治三十四年二月十二日訂正再版印刷
全明治三十五年二月十三日訂正再版發行
明治三十五年九月廿九日訂正三版印刷
全年十月二日訂正三版發行

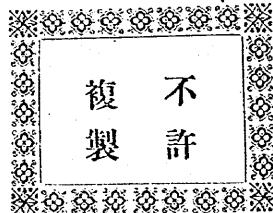
正新編修身教典高等小學校教科用書
價 定

株式會社普及舍編輯所

東京市日本橋區吳服町一一番地

代表者 取締役部活三

株式會社普及舍



發兌元



